

令和2年度 歳末たすけあい贈呈金配分申請のご案内

自己申請
となります

毎年、市民の皆さまからお寄せいただく「歳末たすけあい募金」の浄財は、新たな年を迎える時期に、在宅で支援を必要としている世帯に対して贈呈金として配分し、地区の民生委員、児童委員がお届けしておりますが、今年度は、新型コロナウイルス感染予防のため、口座振込みでの贈呈となります。贈呈金を希望される方は、申請が必要となりますので、すべての内容をご確認の上、期日までに申請してください。

1. 配分対象となる世帯について ※1 2 の両方の条件に該当する世帯が対象です。

1 令和2年10月1日現在で、市内6ヶ月以上居住し、下記に該当する世帯

2 対象となる世帯・要件（※対象年齢は年度末を基準とする）

- ① 満75歳以上のひとり暮らし高齢者で、**市民税非課税世帯**
 - ② 満19歳以上の障がい者（身体障がい者手帳1・2級、または療育手帳(A)・A）のいる世帯で、**世帯全員が市民税非課税世帯**
 - ③ 満18歳以下で障がい児（身体障がい者手帳1・2級、または療育手帳(A)・A）
 - ④ 保護者のいずれか、もしくは両親が交通事故等で亡くなられた18歳（高校3年生）までの交通遺児
 - ⑤ 準要保護（教育委員会より準要保護児童・生徒認定され、就学援助を受給している）世帯で中学生以下の生徒・児童（保護者・未就学児を含む）
- ※上記に該当する場合でも、**生活保護世帯のほか、施設入所や長期入院・入所（3ヶ月以上）などで在宅でない場合は、対象外**となります。



2. 申請書の提出について

提出書類

- ① 令和2年度歳末たすけあい贈呈金配分申請書
（6ページにある申請書を切り取りお使いください）

※必ず、申請書内の捺印を忘れずをお願いします。

- ② 預金通帳のコピー（振込先が分かる面）※ネットバンキング希望者はキャッシュカードのコピー
- ③ 障がい児・者は、身体障がい者手帳もしくは療育手帳のコピー（氏名・等級が分かる部分）
- ④ 準要保護世帯は、「要保護及び準要保護児童・生徒認定通知書」のコピー

提出方法

上記申請書類等を10月12日（月）から11月20日（金）必着で下記事務局窓口（受付時間：日曜を除く8時30分から17時15分）、郵送、FAX等で提出してください。

申請期限（令和2年）

11月20日（金）必着

申請期限を過ぎたものは
受付できませんので
ご注意ください！！



3. 贈呈金配分について

- ① 申請締切後、配分委員会において審査し、後日、審査結果通知書をお送りします。
- ② 贈呈金額は、今年度の歳末たすけあい募金額により決定します。
- ③ 贈呈は、12月中旬、指定口座に振込みします。

4. その他

身体が不自由などの理由で、ご自分で申請することが困難な場合は、下記社会福祉協議会にご相談ください。

5. 申請書の提出・問合せ先

〒302-0116 守谷市大柏954-3 いきいきプラザ・げんき館内 守谷市社会福祉協議会
電話 0297-45-0088 FAX 0297-48-5554
ホームページ：http://www.moriya-shakyo.com メール：shakyo.moriya.954-3@ace.ocn.ne.jp